

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	五智 (五智町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

集落内で耕作をしているのは1名のみになり、他は認定農業者等へ作業委託を行っている。水稻を中心に生産し、裏作は黒豆を栽培している。
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

今後も現在、耕作している認定農業者に委託を継続し、集積と集約を行っていき、効率的に耕作できるように取り組む。水稻を中心に、黒豆等の生産を継続していく。
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.5 ha ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
-------------------------------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 離農の際には現在耕作している担い手へ集積できるよう検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 権利設定をする場合、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 水路、農道の維持管理に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 農地が少ないため、現在入っている担い手に集積することを基本としつつ、新たに就農希望者があれば、定着に向けての取組みを市、JAと相談しながら取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在も活用しており、今後も作業の効率化が見込めるものについては積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--